

介護認定訪問調査支援システム導入等業務
調達仕様書

令和7年8月

三条市

1 業務名

介護認定訪問調査支援システム導入等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

当市では、要介護（要支援）認定の申請件数は年々増加傾向にあり、今後も増加していく見込みのある中において、支援を必要とする人に対し身体の状態に応じた適切なサービスを早期に利用できるようにするために、認定に係る事務を遅滞なくかつ適正に実施する必要がある。

本業務は、訪問調査時の調査・記載ミスを防ぎ、特記事項等の調査員間の記入表現を均一化できる介護認定訪問調査員支援システム（以下「本システム」という。）を導入することにより、認定調査票作成事務等の効率化を図り、早期の認定結果の通知につなげることを目的とする。

3 委託期間

(1) 本システム導入業務

契約締結日から令和8年1月末まで

(2) 本システム運用業務

令和8年2月から令和13年1月末まで

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び三条市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年三条市条例第41号）第2条第2号の規定による長期継続契約とする。

※ 本市から委託期間の延長依頼、又は契約の更新依頼があったときは、これを受託すること。なお、この場合における契約は、本業務の契約内容に準じた内容により締結するものとし、契約金額は、選定時（プロポーザル）に提出された令和13年2月以降の見積金額を前提に、本市と受託事業者が協議して決定する。

4 本システム想定利用フロー

(1) 当市が導入している介護保険システム（導入・保守受託事業者：株式会社 RKKCS）から要支援・要介護認定申請者の情報を抽出する。

(2) 抽出した申請者情報を匿名化し、本システムのタブレット端末に調査員別に取り込む。

(3) 訪問調査員がタブレット端末を訪問調査先に持ち出し、調査と同時に調査項目入力及び特記事項の入力を行う。

(4) 帰庁後、訪問調査の結果内容を介護保険システムに反映（介護保険システムの仕様に合わせた OCR 帳票を本システムから既設のプリンタを利用し出力して取り込むことを想定）する。

5 業務内容

(1) 本システム導入業務

ア 本システムの導入に係るソフトウェア等の調達及び機器設定（本システムで利用する機器は当市が別途調達した機器を提供する。）

イ 介護保険システムとのデータ連携設定及び介護保険システムへのデータ入力用OCR帳票の作成・提供

ウ プロジェクト管理

プロジェクト責任者を任命し、進捗管理、当市との定期的な会議（Web会議も可）を行うこと。

エ 各種テスト

当市が提供する機器上で本システムが問題なく動作することを確認すること。また、当市が動作確認や検証、練習等をした際に生じた問題点・疑問点についての説明やシステムの対応を行うこと。

オ 本システムの操作マニュアルの作成及び提供

カ 本システムの操作研修

稼働開始時期に合わせ、システムを利用する職員を対象として実施すること。また、システムを管理する職員に対しては、管理者用の研修を行うこと。

なお、教育のための会場やPC等の準備は当市が行うが、研修用テキストは受託事業者が準備すること。

■ 研修対象職員数

- ・ システム管理者：5人程度
- ・ システム利用者：15人程度

キ その他導入に関して必要な業務

(2) 本システム運用業務

ア 本システム運用に係るサポート

ソフトウェア（介護認定訪問調査支援システム）等のサポートを提供すること。

イ 当市からの問合せ対応

平日、開庁時間内に、当市からの問合せ等に対応するヘルプデスクを提供すること。

ウ 緊急時等の現地対応等

緊急時や初回処理時等には現地での対応や立会い等を行うこと。ただし、状況に応じてリモートでの対応も可とする。

エ その他運用に関して必要な業務

6 本システム導入に当たり当市が提供する機器

(1) 本システムの導入業務は別紙「提供機器一覧表」に記載した当市が提供する機器を使用して行うこと。

(2) 当市が提供する機器は全て初期状態となっているため、受託事業者がタブレット端末等について構築作業（開封処理と本システムのインストール、ネットワーク設定）

を実施すること。

- (3) 当市が保有する Apple Business Manager の管理アカウントを用いて設定することも可とする。
- (4) 個別の AppleID を取得して行う場合は、その取得作業も本業務で行うこと。
- (5) 当市が提供する機器は当市役所事務室で手渡しで行うこととする。

7 システム仕様

別紙「システム基本要件書」に基づいた各要件が実装されていること。

※ 別紙「システム基本要件書」に記載のない要件であってもパッケージとして提供される機能・帳票は無償で利用できること。

8 本システム導入業務における納品物

- (1) 操作マニュアル類一式
- (2) 導入スケジュール
- (3) システム概要仕様書
- (4) システム詳細仕様書
- (5) テスト計画書及びテスト結果報告書
- (6) タブレット端末等初期設定マニュアル
- (7) 会議議事録

9 契約不適合への対応

受託事業者は、導入したシステム（ハードウェアを除く。）に契約に適合しない内容が客観的に認められた場合は、無償で修正すること。また、修正する場合は、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。

10 費用に係る要件

(1) 委託料の支払

システム導入業務に係る委託料は導入業務完了後に支払うものとし、システム運用業務にかかる委託料は運用開始後に月払いで支払うものとする。

(2) 委託料の減額

運用開始時期の変更等により業務内容に変更が生じる場合、当市と受託事業者において委託料の減額を協議するものとする。なお、協議における金額は、提案時に受託事業者が提出した見積詳細を参考とする。

(3) 委託料の追加

本業務において当初に見込む費用には、本業務履行に関わるもの全てを含むこととし、原則追加費用は発生しないこととする。

11 特記事項

(1) 知的財産等の取扱い

システムに関する知的財産権等の取扱いは以下のとおりとする。

- ア 対象ソフトウェアの開発過程で生じた特許権、実用新案権（特許、実用新案登録を受ける権利を含む。以下「特許権等」という。）の帰属については、以下のとおりとする。
- （ア） 当市が行った発明、考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等については、当市に帰属するものとする。
- （イ） 受託事業者が単独で行った発明等から生じた特許権等については、受託事業者単独に帰属するものとする。
- （ウ） 当市及び受託事業者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、当市と受託事業者の共有とする。この場合、当市及び受託事業者は、特許権等の全部につき、それぞれ相手方の了承及び対価の支払なしに、自ら実施し、または、第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。
- イ 受託事業者が従前より保有する特許権等を対象ソフトウェアに適用した場合、及び、(1)ア(ア)又は(1)ア(ウ)により受託事業者に帰属する特許権等が生じ、これが対象ソフトウェアに適用されている場合には、受託事業者は当市に対し、当該特許権等について契約締結時点の対象ソフトウェア開発の目的である当市の業務処理に対象ソフトウェアを用いるために必要な範囲で、通常実施権を実施許諾するものとする。
- ウ 当市は、受託事業者から当市に提供されるサービスにつき、(1)イにおける自らの業務処理に対象ソフトウェアを用いるために必要な範囲で、自ら著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）を行い、あるいは、第三者に著作権法に基づく利用を行わせることができるものとする。ただし、受託事業者が従前から保有していたプログラムについて、別途当市・受託事業者間で使用に関する契約を締結している場合には、当該契約が本業務の契約に優先して適用されるものとする。
- エ 本業務で納品された納品物（本業務終了時に提出する移行データのデータベースを含む。）に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、受託事業者及び第三者がツール等として従前から著作権を有している場合を除き、当市に帰属するものとする。なお、この場合において受託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。
- オ 当市は、(1)エにより受託事業者に著作権が留保された著作物につき、納品物を利用するために必要な範囲で、複製、翻案又は改変することができるものとし、受託事業者は、係る利用について著作者人格権を行使しないものとする。
- カ 当市及び受託事業者は、第三者に著作権法に基づく利用を行わせる場合であっても、秘密保持義務を負うものとする。
- キ 納品物以外に受託事業者が対象ソフトウェア開発の過程で当市に提供した資料、プログラム等（以下「受託事業者提供資料等」という。）に関する著作権は受託事業

者に留保されるものとするが、当市は、当該受託事業者提供資料等を、自らの業務処理に用いるために必要な範囲で使用できるものとする。

ク 本業務の契約に基づき開発されたアイデア、ノウハウ、コンセプト等については、当市及び受託事業者はそれぞれ秘密保持義務の負担及び対価の支払をすることなく自由に使用できるものとする。

ケ 本事項における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、本調達の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、別の費用が当市に発生することはないものとする。

(2) その他

ア 受託事業者は、当市の契約規則等に基づく監督員の指示に従い本業務を実施すること。

イ 本業務を遂行するにあたり、関係法令等を遵守して実施すること。

ウ 本仕様書等に明記されていない事項であっても、本業務を円滑に遂行するために必要な作業等については本業務に含むこと。

別紙

提供機器一覧表

機器の名称	規格、付属品等	数量
(1) タブレット端末		
本体	Apple 製 iPad Air Wi-fi モデル 11 インチ OS バージョン : ipadOS17 型番 : APPLE MUWC3J/A	13 台
タッチペン	パームリジェクション対応 Apple Pencil (USB-C) 型番 : APPLE MXN43J/A	13 個
キーボード	11 インチ iPad Air (M2) 用 型番 : APPLE MDFV4J/A	13 台
ケース	衝撃吸収用 スタンド機能付き ベルト付 型番 : SEYMAC stock	12 個
USB-HUB	LAN ポート付 USB Type-C ハブ、セルフバスパワー両対応、Ver3.2Gen 準拠 型番 : UGREEN Revodok	13 個
(2) ノートパソコン		
本体	Microsoft Windows11 Professional (64bit) インテル Corei5 8GB SSD256GB 15.6FHD (1920×1080 ドット) テンキー付 DVD-ROM ドラ イブ HDMI×1 USB4-TypeC×1 USB3.2Type-A ビジネスモデル 型番 : Dynabook A6BVKWL85EDA	1 台
マウス	USB 光学スクロールマウス 型番 : Logicool m100r	1 個
(3) ソフトウェア		
Microsoft Office	OfficeLTSC ProfessionalPlus 2024	1 個
(4) 周辺機器		
スイッチング HUB	Giga 5 ポート、電源外付け、プラスチック筐体 型番 : TP-Link TL-SG1005D	1 個
LAN ケーブル	3m、カテゴリ 5e、ストレート、ツメの折れないタイプ 型番 : Buffalo BSLS5ENU30BL2	5 本
セキュリティ USB メ モリ	8GB、ハードウェア強制暗号化機能搭載、USB3.0 対応 型番 : Buffalo RUF3-HSL8G	1 個